

W e b 口 座 （ 印 鑑 あ り ）

(2025年3月17日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	W e b 口 座 （ 印 鑑 あ り ） * 預金通帳の発行をいたしません。
2	販 売 対 象	個人のお客さま
3	取 引 種 類	普通預金
4	期 間	定めなし
5	申 込 方 法	店舗窓口でのお申込み（通帳発行口座からの切り替え可）
6	預 入 方 法	<p>(1) 預入方法</p> <p>① ATM等からの現金の受入れ、為替による振込金の受入れ、端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替、その他当行所定の方法によるものとします。</p> <p>② 随時お預入れできます。</p> <p>(2) 預入金額 1円以上</p> <p>(3) 預入単位 1円単位</p>
7	払 戻 方 法	<p>(1) W e b 口 座 の 預 金 の 払 戻 し は、 A T M 等 か ら の 現 金 払 戻 し、 端 末 を 利 用 し た 当 行 に 開 設 さ れ て い る 預 金 者 ご 本 人 名 義 の 他 の 預 金 口 座 へ の 振 替、 当 行 に 開 設 さ れ て い る ほ か の 預 金 者 名 義 の 口 座 宛 ま た は 他 行 宛 の 振 込、 各 種 料 金 な ど の 口 座 振 替、 そ の 他 当 行 所 定 の 方 法 に よ る も の と し ま す。</p> <p>(2) W e b 口 座 の 預 金 を 払 戻 す 場 合 は、 当 行 所 定 の 手 続 き に し た が い、 A T M 等 か ら 送 信 さ れ た 暗 証 番 号 が あ ら か じ め 当 行 に 届 出 ら れ た も の と 一 致 し た 場 合 に 限 り 取 扱 い ま す。</p>
8	利 息	<p>(1) 適用金利 毎日の店頭表示の利率（普通預金金利）を適用します。</p> <p>(2) 利払頻度 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。</p> <p>(3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした年を365日とする日割計算</p>
9	手 数 料	—
10	特 約 事 項	(1) 取引明細は「仙台銀行アプリ」または「インターネットモバイルバンキング」により確認するものとします。

	項 目	内 容
10	特 約 事 項	<p>(2) お客さまが入出金取引明細表を必要とされる場合は、都度、当行にお申し出ください。なお、取引明細表発行にあたっては、当行が定める手数料が必要になります。</p> <p>(3) 窓口における入出金取引は、次の場合に限りです。</p> <p>① 故障、システム障害等によりATM等での取引ができない場合</p> <p>② ATM等で取扱いできない取引をする場合</p> <p>③ その他当行が店舗窓口での取扱いが必要と認めた場合</p> <p>(4) 前項の場合において、窓口にて普通預金の入出金をするときは、当行所定の普通預金入金伝票もしくは普通預金払戻請求書に明記し、当該預金口座のキャッシュカード、預金者本人を確認できる当行所定の書類、および②、③の場合は届出印を提出してください。</p> <p>(5) 前(1)から(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当行の窓口へ提出してください。</p> <p>(6) Web口座を有通帳口座へ切替えるときは、当該預金のキャッシュカード、ご印鑑および預金者本人を確認できる顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)を当行の窓口へ提出してください。その場合、当行所定の手数料が必要となります。</p>
11	税 金	<p>(1) 20% (国税 15%、地方税 5%) の源泉分離課税 *2013年1月1日以降2037年12月31日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります。</p> <p>(2) 要件を満たす場合は、マル優の扱いができます。</p>
12	預 金 保 険	預金保険対象商品です(1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます)。
13	中途解約時の取扱い	—
14	金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。窓口にお問い合わせください。
15	その他参考となる事項	—

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109